

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

令和 6年 6月 21日
淡路市長 門 康 彦

市町村名 (市町村コード)	淡路市 (28226)	
地域名 (地域内農業集落名)	(	大坪 大坪)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 6月 21日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

ほ場整備後の農地全てを担い手Aに集積・集約し、1集落1農場方式での農業経営を実践している。どのようにして生産の効率化・高度化を図るかが喫緊の課題である。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

本地域は、ほ場整備事業を実施し、集落営農組織を結成。水稻の裏作でたまねぎやブロッコリーを栽培しながら、いちごやびわ等の果樹の栽培を行い、観光農園の運営も行っている。今後も、引き続き効率的な営農に向けて地域全体で取り組んでいく。
水稻については、担い手への農地の集積や作業受委託を進めるとともに、ドローン防除をはじめとしたスマート化による省力化、低コスト化をより一層推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	30.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	22.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地を農業上の利用が行われる区域とし、その他農地を保全・管理する農地とする。ただし、農振農用地であっても現状山林化しており、再生が困難な農地は保全・管理する農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
ほ場整備事業を行う全ての農地を担い手Aへ集約し、作付け、管理を行う。団地数については、換地処分を行う中で所有者ごとに集団化を図り、団地数の削減と面積の拡大を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
ほ場整備事業を行う全ての農地に対して、農地中間管理機構を活用し、担い手Aに貸し付ける。
(3)基盤整備事業への取組方針※
平成27年度より基盤整備事業(事業名:農業競争力強化基盤整備事業)に取り組んでいる。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
平成29年度に集落の農業者が構成員となり設立した集落営農組織があり、現在集落の農地の作付け、販売を担っている。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
担い手Aに農地を集積した上で営農を行うため、活用の予定はない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策※	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

下記の取組を行っており、今後も継続していく。

①国・県・市の補助を受けて、電柵、メッシュ柵を設置し、維持管理している。③イチゴのハウス栽培に際して温度、湿度管理を自動化している。⑤農業改良普及センターや栽培農家からの指導を受けながらブドウ、イチジク、みかん、ブルーベリー等を栽培している。⑦中山間直接支払い制度、多面的機能支払い交付金等の補助を受けながら、保全、管理に努めている。⑧産地パワーアップ事業、中山間地域所得向上支援事業等を活用し、トラクターなどの農業用機械、ミニライスセンター、育苗施設を備え付けている。⑨担い手である集落営農組織と畜産農家が連携し、飼料供給している。